

日時 平成25年2月8日(金) 午後2時～3時40分

会場 久喜宮代清掃センター 大会議室

出席者

委員	出席	車田 貞、小山康弘、松沼精治、足立節子、高柳英雄、西谷美春、関 直子、松村清子、鈴木美栄子、浅倉孝郎、見山弘二、久保勝以知、茂田庸子、細川 功、館野栄男、高橋定幸、阿部重太郎、築井山信義 以上18人
	欠席	小野雄策、松永カツ子 以上2人
久喜宮代衛生組合		小倉事務局長、高橋総務課長、真田業務課長、蓮見業務2課長、藤井業務3課長、金井総務課長補佐、内田業務課長補佐兼施設係長、日下部業務課長補佐(収集料金担当)、大久保業務3課長補佐、初山総務課庶務係長、飯山総務課減量推進係長、鈴木業務課収集料金係長、鈴木業務2課業務係長、鈴木業務3課収集料金係長、斎藤業務3課施設係長

会議次第

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. 管理者あいさつ
4. 委員紹介
5. 会長並びに副会長の選出について
6. 審議事項の諮問
 - (1) 審議会の運営について
 - (2) 久喜宮代衛生組合の現状及び諮問内容について
8. その他
9. 閉会

配布資料

- ・会議次第
- ・廃棄物減量等推進審議会委員名簿(資料1)
- ・久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例等(資料2)
- ・統一・調整事項の経過等(資料3)
- ・家庭系廃棄物の収集及びし尿の処理手数料等について〔諮問書〕写し

傍聴人数 0人

会議録

時刻	議事	内容
2:00	1. 開会	(高橋総務課長) 会議の運営について、原則公開となること、会議録は衛生組合ホームページにおいて公開すること、会議録の作成のために録音を行うことについて説明。
	2. 委嘱書交付	管理者から一人ずつ委嘱書を交付
	3. 管理者あいさつ	
	4. 委員紹介	(高橋総務課長) 資料1の委員名簿順に高橋総務課長が委員名を呼称後、自己紹介を行う。 委員の自己紹介後、職員の自己紹介を行う。
	5. 審議会会長並びに副会長の選出	(高橋総務課長) ・久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱第2条の規定により、委員の互選により、会長及び副会長を置くこととなっています。選出に当たりましては、仮の議長として、管理者に進めさせていただきたいと存じます。管理者よろしくお願いいたします。 (仮議長 田中管理者) ・それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、私の方で議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。 ・会長、副会長の選出でございますが、まずは、会長の選出につきまして、どなたか立候補やご推薦などのご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。 (浅倉委員) ・会長の選出について、提案をさせていただきます。審議会の委員も替わっておりますが、前回から継続して委員となっておられる方から会長になっていただいたほうがよろしいかなと思います。地域の住民の代表であります区長さんの中から会長になっていただいたほうがよろしいかと思っておりますので、継続して委員となられております

時刻	議事	内容
		<p>小山委員さんをお願いをしたいと思います。</p> <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただいま、菖蒲地区の区長会から選出をされております小山委員さんを推薦するというご発言がございましたが、皆様、いかがでしょうか。 <p>「異議なし」との声及び拍手あり</p> <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意義がないようでございますが、小山委員さん、よろしいでしょうか。 <p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろしく願いいたします。 <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、ご了解をいただきましたので、会長は小山委員さんと決定させていただきます。 ・続きまして、副会長2名の選出でございますが、いかがいたしましょうか。 <p>(小山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副会長の選出について、推薦をさせていただきます。この委員会では、女性の委員さんが多くいらっしゃいますので、1名は女性の委員さんをお願いをしたいと思います。前回は商工業の代表の方に副会長になっておられますので、商工会の代表で継続して委員となられております西谷委員さんを副会長に推薦させていただきたいと思っております。 ・また、この審議会は、久喜市と宮代町の廃棄物の関係について審議をすることとなりますので、前回も副会長になっていただいております宮代町からおいでになっておられます阿部委員さんをお願いできたらと思っております。 <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただいま、副会長には商工会から選出をいただいております

時刻	議事	内容
		<p>まず西谷委員さんと、宮代町の委員さんであります阿部委員さんのお二人を推薦するというご発言がございましたが、皆様、いかがでしょうか。</p> <p>「異議なし」との声及び拍手あり</p> <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意義がないようでございますが、西谷委員さん、阿部委員さん、よろしいでしょうか。 <p>(西谷委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろしく願いいたします。 <p>(阿部委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よろしく願いいたします。 <p>(仮議長 田中管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、ご了解をいただきましたので、副会長は西谷委員さんと阿部委員さんに決定させていただきます。 ・改めまして、会長は小山委員さん、副会長は西谷委員さん並びに阿部委員さんをお願いいたします。 ・会長、副会長が選出されましたので、ここで、私の議長の任を解かせていただきます。皆様、ご協力ありがとうございました。 <p>(高橋総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長並びに副会長が決まりましたので、皆様から就任のあいさつをいただきたいと思います。それでは、小山会長さんからお願いいたします。 <p>小山会長就任あいさつ</p> <p>(高橋総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。続きまして、西谷副会長さん、お願いいたします。 <p>西谷副会長就任あいさつ</p>

時刻	議事	内容
	6. 審議事項の諮問	<p>(高橋総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。続きまして、阿部副会長さん、お願いいたします。 <p>阿部副会長就任あいさつ</p> <p>(高橋総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。それでは、ただ今、選出されました小山会長さんには、会長席のほうにお移りいただきたいと存じます。 <p>会長席へ移動</p> <p>(高橋総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは諮問に移らせていただきます。田中管理者から小山会長に対し、審議事項の諮問をさせていただきます。それでは、管理者と小山会長はご起立をお願いいたします。 <p>管理者が諮問書を読み上げ、会長に手渡す</p> <p>(高橋総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございました。管理者と小山会長はご着席ください。なお、管理者におかれましては公務のため、ここで退席させていただきます。 <p>管理者退席</p> <p>(高橋総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここで、休憩を5分間取らせていただきます。
2:36	休憩	
2:41	再開	<p>(高橋総務課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再開させていただきます。ただ今、諮問書の写しを配布させていただきましたので、改めまして、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。

時刻	議事	内容
	<p>7. 議題 (1) 審議会の運営について</p>	<p>資料確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 廃棄物減量等推進審議会委員名簿（資料1） ・ 久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例等（資料2） ・ 統一・調整事項の経過等（資料3） ・ 家庭系廃棄物の収集及びし尿の処理手数料等について〔諮問書〕写し ・ 報酬振込依頼書 <p>（高橋総務課長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これからの会議の進行につきましては、久喜宮代衛生組合廃棄物減量等推進審議会運営要綱第5条の規定によりまして、会長に議長をお願いしたいと思います。なお、ただ今の出席委員は18名でございますので、定員20名の2分の1を超えております。同条第2項の規定により、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。それでは、会長、よろしくお願いいたします。 <p>（小山会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、これより議長として議事を進めさせていただきます。議事が円滑に進行するよう、皆様のご協力をお願いいたします。 ・ 最初に、「(1) 審議会の運営について」、事務局から説明をしてください。 <p>金井総務課長補佐</p> <p>資料2『久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例等』の説明</p> <p>廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び審議会運営要綱により、審議会の目的、委員任期、会議の成立について説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員は20人以内とし、構成は、条例第7条第2項各号により、住民組織の代表として5人、商工業関係者として3人、識見を有する方として3人、廃棄物処理業者及び廃棄物再生事業者として1人、管理者が必要

時刻	議事	内容
		<p>と認める者として公募により8人の20人であり、第3項により本日から平成27年2月7日までの2年間の任期となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会の役員は、会長1人、副会長2人となる。(要綱第2条) ・会議については、会長が招集し、議長となる(要綱第5条第1項)委員の半数以上の出席で成立(要綱第5条第2項)議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する(要綱第5条第3項)。 <p>久喜市審議会等の会議の公開に関する条例を参考として、会議を非公開とする場合、傍聴人数、会議録の作成形式について、当審議会の取り扱いについての確認を行う必要性を説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生組合では、審議会等の会議の公開に関する条例を設けていないため、要綱第8条の委任事項の規定により、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例を参考として、審議会において会議の公開・非公開、傍聴、会議録の作成等を諮り、決定を行うこととなる。 <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今、事務局から説明がありましたが、審議会の運営に関して、いくつか諮らせていただきたい点があるということです。 ・まずは、審議会の公開に関する点についてですが、久喜市の例にならって、原則、公開ということです。また、傍聴に関しても、原則、傍聴を認めるということであり ・そのうえで、説明のありました非公開とする場合の取り扱いについては、説明のありました「個人情報に関わること」、「法人、団体の権利、利益に関すること」などの、久喜市の例にならって非公開とさせていただくことで、皆様、よろしいでしょうか。 <p>「異議なし」との声あり</p> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆様から了承をいただきましたので、非公開の事項に該

時刻	議事	内容
		<p>当する場合を除き、原則公開することとさせていただきます。</p> <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久喜市審議会等の会議の公開に関する条例にならって取り扱いをしてよろしいでしょうかということをご諮っているわけですが、資料2には「廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は条例で定める」と記されています。このため、会議の公開などについては、条例において、「久喜市に準じる」という旨の規定を新たに設ける必要があるのではないのでしょうか。つまり、会議の傍聴という場合には、今の状態ですと、あえてほかの条例を見ないと取り扱いがわからないということになってしまいますので、衛生組合の例規で定める必要があるのではないかと思います。よって、事務的なことではありますが、条例で会議の公開などについては、久喜市の条例にならうとして明記すべきではないかと思います。 <p>(飯山減量推進係長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料2に記載しています、「久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例」の下部に点線で囲んだ箇所は廃棄物処理法の規定であります、「廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は条例で定める」と規定をされています。この法律の規定を受けまして、当組合では審議会の設置に関することを条例第7条で規定をしていますが、第4項において「審議会に関し必要な事項は別に定める」としており、運営に関する規定に関しては「廃棄物減量等推進審議会運営要綱」を定めております。審議会の会議の公開や傍聴に関することなどについては、当組合では別に条例を定めていません。また、運営要綱などにおきましても、明文化してございません。そのため、この運営要綱の第8条の委任事項におきまして「審議会の運営のため必要な事項は、会長が審議会にはかり定める」としてございますので、今回、皆様に諮らせていただいているものでございます。

時刻	議事	内容
		<p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理解ができました。説明にあったように、定めていないため、今回会長が諮って議論を行って決めるということですね。それであれば、運営要綱の第8条に「久喜市に準じる」というように付則で規定しておけばことが足りるのではないかと思います。 <p>(金井総務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久喜市の審議会等の会議の公開に関する条例に準じて取り扱いをさせていただくこととしていますが、そのことを運営要綱の条文に規定して、公開などの取り扱いの関係を明確にするという趣旨のご意見であると思しますので、検討をさせていただきます。 <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、よろしいでしょうか。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はい。 <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは、公開に関しましては、了承をいただいたということによろしいでしょうか。 <p>「はい」との声あり</p> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それでは非公開の事項に該当する場合を除き、原則公開することとさせていただきます。 ・続きまして、傍聴人数ですが、会場の都合上10人までとし、先着順とすることありますが、皆様、よろしいでしょうか。 <p>「異議なし」との声あり</p> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ありがとうございます。皆様から了承をいただきました

時刻	議 事	内 容
	<p>(2)久喜宮代衛生組合の現状及び諮問内容の説明</p>	<p>ので、傍聴人は10人までとし、先着順とすることにさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 次に会議録についてですが、発言者名を記載し、主語の補足等の調整を行う、本審議会での従来どおりの全文筆記に近い作成方法とすることによろしいでしょうか。 <p>「異議なし」との声あり</p> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ありがとうございます。皆様から了承をいただきましたので、会議録については、発言者名を記載した全文筆記に近い作成方法とすることとさせていただきます。 <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> それでは、議題の2点目の「久喜宮代衛生組合の現状及び諮問内容」について、事務局から説明をお願いします。 <p>飯山減量推進係長</p> <p>資料3『統一・調整事項の経過等』の説明</p> <p>合併後の統一状況と廃棄物処理の更なる統一と効率化を図るために諮問した2点の内容の状況を説明。なお、予算内容や廃棄物の処理量、処理の内容などの組合の廃棄物処理における現状については、新年度の予算や24年度の実績がまとまった次回に説明を行うこととする。</p> <p>【統一・調整事項の経過】</p> <p>粗大ごみ処理手数料の統一</p> <ul style="list-style-type: none"> 「統一単価として1点につき500円とすることが適当」との答申を受け、平成23年10月から手数料を統一。住民の利便性と事務の効率化のため、平成24年4月からインターネット予約にも対応した粗大ごみ予約センターを設置し、予約の一本化を実施。 <p>家庭系廃棄物(可燃・不燃)の排出時における「ごみ袋」の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ごみの減量化を進めるため、管内で統一した指定袋を導入すべき」との答申を受け、平成24年4月から「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」について管内統一の指定

時刻	議 事	内 容
		<p>ごみ袋を導入。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 久喜宮代清掃センター管内における導入効果として、導入後の9ヶ月間(平成24年4月から12月)の燃やせるごみが前年度同期と比較して8.46%の減量、同様に燃やせないごみが26.76%の減量となった。また、堆肥化推進地区で実施している台所資源(生ごみ)においては、前年同期と比較して14.54%の増加となり、分別排出の効果が現れている。なお、堆肥化推進地区における台所資源(生ごみ)と燃やせるごみを合計した数量においても7.44%の減量となった。 <p>家庭系廃棄物の自己搬入時における処理手数料の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃センター間での手数料額及び受け入れの可否が異なっていたが、ごみの減量化を図るうえで、集積所に出される方と自己都合で持ち込みをされる方とのインセンティブの点でも有料化し10kgあたり200円が適当との答申を受け、平成25年10月から10kgにつき100円、平成27年10月からは10kgあたり200円とする二段階の手数料改定を行った。 <p>犬猫等動物死体の取り扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃センター間で、処理の有無などの取り扱いが異なっていることから、全清掃センターで取り扱い及び手数料を統一することとの答申を受け、平成25年10月から統一した手数料体制とする。 <p>事業系廃棄物の手数料の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃センター間での異なる手数料体系を統一し、排出抑制を図ることとの答申を受け、平成25年10月から10kgあたり200円とし、久喜宮代清掃センターにおいて実施している収集については、経過措置を設け、平成27年10月から廃止する。 <p>【諮問関係/分別・排出方法一覧表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項「家庭系廃棄物の収集回数のあり方について」の概要を説明。 ・ 平成23年10月から八甫清掃センターで開始したプラスチック製容器包装と布、衣類の分別収集により、分別区分については概ね統一されたが、収集回数においては、リサイクルが久喜宮代清掃センターの週1回に対し、菖蒲及び八甫清掃センターでは月2回であることから、費

時刻	議 事	内 容
		<p>用と住民サービスのバランスに考慮した収集回数のあり方について諮問を行うものである。</p> <p>【諮問関係 / し尿・浄化槽汚泥等の収集体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問事項「し尿・浄化槽汚泥等の収集体制及び手数料について」の概要を説明。 ・ 久喜宮代及び八甫清掃センターでは、し尿処理施設を有し、処理を行っているが、収集体制は久喜宮代清掃センターではし尿は業者委託、浄化槽汚泥は浄化槽清掃の許可を受けた業者が収集を行うが、八甫清掃センターではし尿及び浄化槽汚泥とも許可業者による収集となっており、収集体制が異なっている。 ・ 手数料においても、久喜宮代清掃センターではし尿と浄化槽汚泥のそれぞれに分けて金額を設定しているが、八甫清掃センターではし尿及び浄化槽汚泥を合わせて一つの金額設定としており、手数料の設定方法が異なっている。 ・ また、手数料の徴収方法においても、久喜宮代清掃センターでは組合において徴収しているが、八甫清掃センターでは許可業者が規定された手数料を組合に納付することとなっており、住民の負担額に相違がある。このため、住民サービスと負担の点において、望ましいあり方について諮問を行うものである。 <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今、事務局から衛生組合の現状と諮問内容についての説明がありました。久喜市の合併に伴い、三清掃センター体制となりましたことから、手数料や取り扱いについての調整を行い、統一をされているものもありますが、細かな点では統一がされていない事項があるということで、本審議会に対して、統一に向けた審議をお願いしたいとのことであります。 ・ それでは、ただ今の説明に対して、ご質問がございましたら、挙手のうえ、お願いします。 <p>(車田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系廃棄物の中に「小規模」とありますが、これは「小

時刻	議 事	内 容
		<p>規模」とそれ以外とで規定されているものなのでしょうか。</p> <p>(日下部業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業所とは、日量で10kg未滿を排出する事業所を小規模事業所として扱っています。 <p>(車田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回に出す量が10kg未滿ということでしょうか。 <p>(日下部業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均して1日に出す量が10kg未滿という扱いであり、計量のうえ決定しておりまして、小規模事業所については、地域の集積所を利用して排出することができます。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連しますが、10kg未滿の事業所に関しては一般家庭ごみとして収集を行い、10kg以上の事業所については、事業系一般廃棄物として許可業者に引き受けてもらい収集を行うことになっているのでしょうか。それとも、家庭ごみと混載で行っているのか、はたまた事業系一般廃棄物として許可業者に委託して収集を行うのでしょうか。また、年間あるいは月でどのくらいの量となっているのでしょうか。 <p>(日下部業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業所については、家庭系のごみと同じように地域の集積所を利用し、組合で収集を行っています。10kgを越える事業所については、久喜宮代管内において許可した業者に依頼して搬入するか、事業所が直接搬入する方法によって清掃センターに搬入することとなります。なお、小規模事業所の場合においても事業系一般廃棄物となります。量については後ほど回答をさせていただきます。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・よく言われる話として、家庭系ごみと一緒に事業系ごみ

時刻	議事	内容
		<p>を混載してしまえば、一方は家庭系ごみで無料となるため、そのあたりをセレクトしておかないと違った意味での持ち出しとなってしまいますので、注意をする必要があると思います。</p> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・量については、確認しているとのことですので、しばらくお待ちください。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ1t当たりの経費はどのくらい要しているのでしょうか。収集、処理、最終処分などの内訳の金額がわかれば、手数料などの設定において明確になってくると思いますし、減量化を図るうえで参考となると思います。 <p>(小倉事務局長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理コストなどについてご質問いただきましたが、現在策定中でありましてごみ処理基本計画においてもそのような事項も関係しております。この基本計画におきましては、次回の審議会において説明をさせていただくことで考えております。また、予算の関係についても説明をさせていただくこととしておりますので、その際に説明で不足する部分についてご質問をいただくということをお願いをしたいと思います。 <p>「了解しました」との発言あり</p> <p>(細川委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用廃棄物の費用ですが、実質は袋を購入することでの有料化ということになってはいますが、その費用はどのくらいなのでしょう。例えば、ごみ1袋あたりの処理費用はいくら位なのでしょう。 <p>(久保委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お二方の話の中で会議録に掲載すると不都合となる部分があるかと思います。小規模事業所の家庭系ごみとの混載における「無料」との表現と、今の「有料化」とい

時刻	議事	内容
		<p>った表現は、一般市民にとって誤解を招くおそれがありますので、「原価指定袋制」という表現に統一したほうがよいかと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定袋を購入するということは、無料ではないということになりますが、私の地域では導入が決定した記事などを見られた方などから、「無料ではない」、「有料ではないか」と指摘を受けることがありました。有料ではなく、原価指定袋制と説明をするのですが、そのあたりの理解を得にくかったことがあります。そのため、我々としても使う言葉を意識するとともに会議録においても統一をして欲しいと思います。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定袋で出すのであれば、料金はどうであれ、それは無料ではないということになりますね。それであれば、無料ではないという表現ではなく、10kg未満であれば指定袋で出せば料金は掛からないということだと思います。 <p>(日下部業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系については10kg未満でも無料ではありません。10kg未満の場合は200円となり、一般家庭と同じように地域の集積所を利用できることになりますが、事業系ですので有料での処理となります。日量が10kgを超える場合については、直接搬入か許可業者に依頼して搬入をするということになりますが、そもそも無料になるということではありません。 <p>(車田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それは同じ集積所に置いた場合、どのような区別になるのですか。 <p>(日下部業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10kg未満の事業系については、200円の手数料をいただくこととなりますが、一般家庭と同じように指定袋を使用していただくこととなります。

時刻	議 事	内 容
		<p>(車田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その区別はどのようにしているのですか。一般家庭の物と事業系とはどうやって見分けているのでしょうか。 <p>(日下部業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系の場合については、組合で計量をするとともに、事業者別にどの集積所に排出されるのかの確認を行い、手数料の徴収を行っています。 <p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要なことだと思いますが、特に飲食店などが対象になってくるのだと思います。許可業者など特定のところを出して、その分だけが一般家庭と違い、10kg未満の事業所の分を収集しているということで分類がきるのですが、一般家庭の分や10kg未満の事業所のものだから200円の手数料が掛かっていると、一緒の指定袋を使って集積所に出されるということでは識別ができないということになってしまいます。そのため、ある程度セレクトするのであれば、毎日10kg未満のごみが出るとすると、週に2回の収集となりますので、トータルすると平均で10kg未満となる場合もあるでしょうが、調定の関係などでは毎日収集しようが、週に何回かの収集だろうが、委託業者が事業系一般廃棄物ということで専用に収集を行うことで、一般家庭のごみと完全に分けてしまえば、台貫所で重量を測ればはっきりとするのだと思います。 <p>(日下部業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業系廃棄物の収集運搬につきましては、久喜宮代清掃センターのみで取り扱っているものですが、これについては昨年(平成26年)の第3回議会において条例改正の議決をいただき、平成27年10月からは事業系廃棄物については集積所を利用しての排出を廃止し、許可業者による収集が事業所自らによる自己搬入による取り扱いとさせていただくこととなっています。

時刻	議 事	内 容
		<p>(築井山委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そのほうがよいですね。 <p>(細川委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定袋ですが、どこが製造して、どこが販売をしているのでしょうか。また、販売した費用はどこに入っているのでしょうか。 <p>(内田業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定袋の製造については、現在6業者に承認を行い、販売がされています。販売については自由販売となっており、製造会社もしくは問屋が商店と契約を行い、販売をしています。販売価格につきましては、自由価格となっております。費用につきましては、衛生組合には一切入ってはおりません。 <p>(細川委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ それは、袋を作りっぱなしということで、製造した業者がごみの収集とかをすることではないのですよね。そのため、誰でもが袋を作って販売してもよいということになるので、価格さえ折り合えば販売できるということになるということですよ。 <p>(内田業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生組合に製造販売の承認願を提出し、承認を受ければ製造ができるということになります。 <p>(細川委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定袋を販売することによって、利益が得られるということになると思います。例えば、私が袋を作って、販売することで、その利益は私が得ることになるのですよね。 <p>(内田業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規格に沿った袋を製造することで承認を受ければ、ご質問のようになります。

時刻	議事	内容
	8. その他	<p>(細川委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 承認した6社の選定はどのようにやったのですか。 <p>(内田業務課長補佐)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定袋の規格などを定めた要綱を設けており、その規定に基づき申請された内容について審査して、承認を行っています。 <p>(細川委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定袋の原価はどのくらいなのですか。 <p>「業者によって異なるのでは」という声あり</p> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 質問の内容が議題と離れてしまっていますので、次の「その他」でお願いをします。また、発言をされる場合は、委員名を名乗ってから発言をお願いします。 また、本日、いただきました質問については、全体にかかる質問だと思いますが、「久喜宮代衛生組合の現状及び諮問内容」の議題に対する質問はほかにはございませんでしょうか。 <p>「ありません」という声あり</p> <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回、諮問をされた事項についてはお手元に配布された諮問書の写しにあるように、「家庭系廃棄物の収集回数のある方について」と、「し尿・浄化槽汚泥等の収集体制及び手数料について」の2点でございますが、次回から順次、審議を進めさせていただきたいと思っておりますので、皆様、よろしく申し上げます。 <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> それでは、「その他」に入らせていただきます。事務局から連絡事項がありましたら、説明をお願いします。

時刻	議事	内容
15:40	閉会	<p>飯山減量推進係長説明</p> <p>報酬振込依頼書の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込みの都合上、2月末までに提出をお願いします。 <p>次回の開催日について</p> <p>平成25年5月28日(火)午前9時から</p> <p>久喜宮代清掃センター大会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久喜宮代清掃センターの施設視察 ・諮問事項「家庭系廃棄物の収集回数のあるり方について」の意見交換 <p>(小山会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上で、本日の審議会は終了といたします、皆様のご協力ありがとうございました。